

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第5回卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議 文科省

6月14日(木)に文部科学省東館にて開催された第5回学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議において、重度障害者の取組みに係るヒアリング及び共生のまちづくりの取組みに係るヒアリングが行われた。

重度障害者の取組みに係るヒアリングでは、訪問カレッジ@希林館における重度障害者の生涯学習支援の取組みが報告され、重度障害者のニーズ・課題を踏まえた学校卒業後における学びの推進のために求められる方策について議論がされた。

この訪問カレッジ@希林館では「生きることは学ぶこと。学ぶことは生きる喜び。生涯にわたって学ぶ続ける喜びを！」を目的とし、学校卒業後医療的ケアが必要な重い障害のために通所施設等の毎日の利用が難しい方々の自宅等に学習支援員を派遣し生涯学習を支援する。特別支援学校の訪問教育がモデルである。だが、学習支援員に対し一定の定期的な収入がないことで人材の確保が難しく、また人材の募集も積極的に行えない現状であり、人材育成及び財源の確保等は今後の課題となっている。

共生のまちづくりの取組みに係るヒアリングでは社会福祉法人佛子園における、様々な地域コミュニティモデルを生み出すための共生まちづくりの取組みが報告され、障害のあるなしにかかわらず共に学ぶ取組みをはじめ、共生の拠点づくりのために求められる方策について報告がされた。

今号では、これまで検討会でのヒアリングで示された主なニーズ・課題と論点例について報告する。

これまでのヒアリング等で示された主なニーズ・課題と論点例

【障害種共通】

学習プログラム・実施体制

<主なニーズ・課題>

- 卒業して直面することは多く、ライフステージに応じた学びが必要。
- 就労や生活の場で活用できるプログラムが必要。
- 学びの場がある場合も、参加者の高齢化、スタッフやボランティアの不足等の課題を抱える。

<論点例>

- 学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおいてどのようなプログラムが求められるか。
- 多様な主体の強みを生かした効果的な実施体制としてどのような体制が求められるか。
(指導者・コーディネーター、ボランティアの確保・育成を含む)
- 障害福祉サービス等との連携をどのように構築・強化するか。

一般の学習活動への参加

<主なニーズ・課題>

- 障害者差別解消法の理解は、なかなか進んでいない状況。
- 社会に存在する環境、意識、情報のバリアの解消が必要。
- 障害の理解の促進や合理的配慮の対応が必要。

<論点例>

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に対する対応方針」等を踏まえ、合理的配慮に関わる物理的環境、人的支援、意思疎通について、どのような工夫が求められるか。
- 障害福祉サービス等との連携をどのように構築・強化するか。

基盤整備

<主なニーズ・課題>

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害者のスポーツや文化芸術の取組を生涯学習が支え、学びの中に入れてほしい。
- 障害者の生涯学習を総合的に統括する拠点が必要。現状把握、実施内容の策定、関係者との連携による活動の実施。

<論点例>

- 当事者のニーズの把握や相談への対応、情報収集・提供について、どのような工夫が求められるか。
- 地方公共団体において、生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係部局が連携した推進体制を構築するため、どのような取組が求められるか。
- 都道府県、市町村、特別支援学校、大学、社会福祉法人、NPO法人、企業等において、どのような役割が、求められるか。

※以下、関係団体への調査結果より

学習プログラム・実施体制等

- 学校で身に付き維持していた能力も、卒業後の就労・福祉の場で求められず、できなくなる。継続できる学びの場が必要。
- 成人期の公的な福祉サービスにおける日中活動の目的の中心は「働くこと」であり、レクリエーション・余暇等をメインとした事業所は「生活介護」で少数実施している程度。障害支援区分によっては「働くこと」以外の選択肢は限りなく少ない。
- 障害当事者が生涯学習の機会を得ていくには、週末の利用が中心となってしまう、夜間や平日通っているところを休んでの参加は選択肢になりにくい。
- 余暇活動の充実、就労、対人関係に関するニーズがある。所属していた学校の行事参加

のみを挙げた当事者もいる。

○学校卒業後も社会とつながる参加のチャンネルとしての生涯教育の役割は重要。市民として人間らしく文化的な生活の保障、障害のない人と共にインクルーシブな社会形成へとつながること。

○各ライフステージで必要となる知識を学ぶための機会として、具体的にどのような手段が存在するか、どのように活用すればよいかを知る基盤が築かれていない。

一般の学習活動への参加

○一般的な学習機会は数多く存在するが、主催側と当事者側双方に障壁が存在。主催側は「障害」や合理的配慮に関する理解不足、当事者側は周囲に理解し受容してもらえるか不安感を抱える。また地域格差が大きく、学習機会に時間的・距離的な制約により参加できない現状。

その他（基盤整備）

○相談の場が不足（どこに相談して良いか分からない）、情報を入手することが難しい、分かりやすい情報提供も必要。

○障害当事者のニーズを受け止め、ニーズに対応できない場合に地域課題として検討を重ねていく場が、障害福祉分野における市町村（自立支援）協議会。生涯学習の機会を増やしていくため、この協議機能を活用していくことが必要。

○地域資源の積極的な活用が必要。サークル等の主催者内での人材の確保や、福祉人材を確保し普及。様々な人材から成るボランティアを組織的に確保・育成できる体制作りが不可欠。

【主に身体障害】

一般の学習活動への参加

<主なニーズ・課題>

○社会に存在する「環境」「意識」「情報」のバリアを解消する必要がある。

- ・「環境」のバリア：施設設備、公共交通機関、施設への往復、災害時に逃げるための設備がない等
- ・「意識」のバリア：講座への申込みや参加の拒否、移動における人の助けが得られない等
- ・「情報」のバリア：視聴覚障害者への情報保障が不十分等

<論点例>

○身体障害者のニーズに対応して、合理的配慮に関わる物理的環境、人的支援、意思疎通について、どのような工夫が求められるか。

※以下、関係団体への調査結果より。

○卒業後、最新のITなどの技術や機器に触れる機会があまりない。それらを体験したり、習得する機会があれば良い。

○医療的ケアを抱える障害者の卒後の進路先は少なく、加齢に伴って地域の生活介護に通所できない場合が多々あり、社会から隔離されてしまう。卒後も生涯学習としての場はとて大切。

○訪問系の支援事業所は障害者総合支援法の制度がないため、市や区が単独で事業化した

り、人件費を法人が持ち出しで実施。

○指導者不足が大きな問題。特にスポーツ分野での指導者講習会等を開催しているが、まだまだ充実にはほど遠い。

【主に重度障害者】

※以下、関係団体への調査結果より

○重症心身障害者は、卒業後の通所が限定され、在宅生活を余儀なくされる者もいる。
また、通所ができて通所日数制限があるため社会との接点が極端に減ってしまう。
学校教育を終えても、学ぶことを継続したいと願っている。

○生涯教育を受ける体制が皆無。

○もっとも障害の重い重症心身障害者が、社会を包括する力、すなわち共生社会への発信を發揮する機会がない。

○重症心身障害者を理解している人材の不足と財政的支援。

○重症心身障害者への生涯学習の認知がなされていない。

○福祉からの働きかけに答えられる柔軟な教育委員会体制。

学校卒業後における障害者の学習として必要となる内容のイメージ例

※下記の区分は相対的なものであり、相互に重複することもあり得る。

※特別支援学校等でのキャリア教育の取組も踏まえ、障害者の生涯を通じてキャリア発達を促進することも重視する。

【視点1】特に学校から社会への移行期に必要な内容

○学習内容・方法に関すること

- ・学校段階で身に付けた資質・能力の維持・開発に関する活動
- ・主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する活動
- ・自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習
- ・社会体験や生活体験、農業体験
- ・就業体験、職場実習 など

【視点2】生涯の各ライフステージに必要な内容

○個人の生活に必要な知識・スキル

- ・健康の維持
- ・適切な食生活
- ・家庭生活や結婚生活
- ・防災、防犯
- ・ITスキル、情報モラル
- ・家族の介護 など

○社会生活に必要な知識・スキル

- ・金銭管理、契約
- ・資格や免許に関すること
- ・公共施設等の社会資源の利用
- ・税に関すること
- ・社会保障（年金・保険等）
- ・住民サービス
- ・裁判や司法参加
- ・労働法規
- ・地域活動、ボランティア活動
- ・集団生活でのルール、マナー
- ・ストレスマネジメント など

○職業において必要な知識・スキル

- ・仕事に関係のある知識の習得や資格の取得
- ・就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得 など

【視点1】【視点2】に共通して、生涯を通じて必要な内容

○自立して生きる基盤となる力に関すること

- ・人と関わる力（例：コミュニケーション能力等）に関わる活動
- ・主体性をもって物事に取り組む意欲、やり遂げる力に関わる活動 など

○人生を豊かにする上で必要なスポーツ、文化、教養に関すること

- ・スポーツ活動（「する」「みる」「ささえる」を含む）
- ・文化芸術活動（例：鑑賞、自己表現等）
- ・文学や歴史、自然化学などに関する学習活動
- ・時事問題や社会問題等に関する学習活動 など

障害者アート後押し 活動推進法が成立

障害者によるアートを広めることを目指す「障害者文化芸術活動推進法」が6月5日、衆議院本会議で全会一致で可決、成立した。国に対し、障害者芸術を後押しする基本計画の作成を求めることなどが柱。同法は超党派による議員立法で、公布と同時に施行される。

同法は基本理念として、（1）文化芸術活動の促進（2）芸術性の高い作品の創造に対する支援強化（3）地域での作品発表の促進を掲げた。その上で、国に対して障害者の芸術活動を推進する基本計画を策定するよう義務付けた。

また、障害者が芸術を鑑賞する機会を増やすよう、音声や手話による説明を促進。障害者が福祉施設や学校で芸術を創造するための環境整備も盛り込まれた。さらに障害者作品の所有権や著作権など権利に関する契約締結の指針を作成するよう求めている。

また政府が、関係省庁で構成する障害者文化芸術活動推進会議を設けるよう定めた。学識経験者で構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議も設ける。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案イメージ

法案の背景・目的（1条）

- ・文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす（文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念）
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念（3条）

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

①文化芸術の鑑賞の機会の拡大（9条）

- ・字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

②文化芸術の創造の機会の拡大（10条）

- ・社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など

③文化芸術の作品等の発表の機会の確保（11条）

- ・公共施設における発表のための催しの開催推進
- ・芸術上価値が高い作品等の海外発信 など

④芸術上価値が高い作品等の評価等（12条）

- ・作品等の発掘、専門的な評価を行う環境の整備
- ・保存場所の確保 など

⑤権利擁護の推進（13条）

- ・著作権等の制度に関する普及啓発
- ・著作権保護等に関するガイドラインの公表
- ・契約締結時の障害者への支援の充実 など

⑥芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援（14条）

- ・企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など

⑦文化芸術活動を通じた交流の促進（15条）

- ・小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- ・特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- ・国際的な催しへの参加促進 など

⑧相談体制の整備等（16条）

- ・文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など

⑨人材の育成等（17条）

- ・①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進

⑩情報の収集等（18条）

- ・国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など

⑪関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力（19条）

※⑩を除き、地方公共団体も同様に施策を講ずる

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

推進体制（20条）

文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 →連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

財政措置等（6条）

政府に対し、施策を実施するため必要な財政上お措置その他の措置の実施を義務付け。

ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド2018 開催案内

～探しに行こう！暮らしに生きるリハビリテーション～

今年で17回目の開催となるヨコハマ・ヒューマン&テクノランド。2018年の重点展示テーマは「暮らしを彩るプラスワン」。

「やりたい」ができるようになったり、新しく何かにチャレンジしたりすることで毎日の暮らしがイキイキとした彩りあるものになります。暮らしの質を上げるために役立つ活きた情報・アイデアを豊富にラインナップ。

今回、全肢連でもブースを出展しハンドアーチェリーの体験や災害備蓄品を展示します。

<見どころ>

- ★福祉車両：車椅子でそのまま乗車できる自家用車や、乗り移りができる自家用車など、さまざまな福祉車両を試せます。
- ★車椅子・バギー：各メーカーの車椅子、バギーが大集合。車椅子や電動車椅子に乗り、段差や点字ブロック、砂利道などの模擬コースを試せます。
- ★リハビリテーションロボット：今話題の介護ロボットを含む各種ロボットを展示。機能訓練方法や暮らしのなかにおける利用方法などを紹介。
- ★パラスポーツ体験：ボッチャ、車椅子バスケットボール、ウィルチェアラグビー、フライングディスク、車椅子陸上といった、人気パラスポーツの体験。
- ★暮らしを支える技術・福祉機器ほか：リフト・階段昇降機・自助具など暮らしを支える機器やグッズ、サービスを紹介。片手だけで行う調理方法のアドバイスなど。

☆開催日時：平成30年7月20日(金)～21日(土) 午前10時～午後5時まで

☆会場：パシフィコ横浜 展示ホールD

神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-1

☆入場料：無料

☆問合せ先：ヨッテク運営事務局（横浜市総合リハビリテーションセンター研究開発課内）

☎045-473-0666(代表) FAX：045-473-1299

☆詳しくはこちら→ <http://yotec.jp/>

大阪地震 見舞金についてのご報告

6月18日に震度6強の地震にみまわれました大阪府肢連への見舞金について下記の通りご報告します。

6月22日(金) 九州ブロック連絡協議会より見舞金預かり ￥100,000-

6月25日(月) 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会へ送金 ￥100,000-

お詫びと訂正

5月15日号掲載の内容に一部誤りがありました。正しくは下記の通りとなります。

○千葉県肢体不自由児者父母の会連合会

新：住所 〒273-0866 千葉県船橋市夏見台4-27-20 わかば会館内

TEL/FAX：047-422-0890

会長・事務局長交代及び事務所移転、名称変更のお知らせ

○愛媛県肢体不自由児・者父母の会連合会（平成30年6月10日付）

前：会長 徳永 隆子氏 → 新：会長 渡部 坂嘉氏

新：事務局長 徳永 隆子氏

事務所：〒790-0063 愛媛県松山市辻町15-21

TEL/FAX:089-923-4550

○愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会（平成30年6月16日付）

前：会長 中神 達二氏 → 新：会長 荻野 義昭氏

前：事務局 後藤 久代氏 → 新：事務局 加藤 歩氏

新事務所：〒444-0944 愛知県岡崎市北本郷町神明25

TEL：0564-31-6096 FAX:0564-32-0487

○兵庫県肢体不自由児者父母の会連合会（平成30年6月16日付）

前：会長 木村 嘉孝氏 → 新：会長 濱 利男氏

○熊本県肢体不自由児者父母の会連合会（平成30年6月17日付）

前：会長 松村 馨氏 → 新：会長 松本 紳二氏

○鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会（平成30年6月7日付）

前：事務局長 山本 登司氏 → 新：事務局長 山岡 正博氏

○山口県肢体不自由児(者)父母の会連合会（平成30年6月25日付）

前：事務局長 尾崎 裕氏 → 新：事務局長 佐藤 和代氏

○新名称:岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会（平成30年6月1日付）

*訃報

全肢連 元理事並びに福岡県肢体不自由児者福祉連合会 元会長 古賀 督治氏におかれましては、かねてより病氣療養中のところ平成30年6月22日に永眠されました。(享年74歳)
これまでのご尽力に敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

7月の行事予定

1日(日)	重症心身障害児(者)を守る会全国大会	江ノ子都ホテル大阪
2日(月)	平成30年度全国知的障害関係施設長会議	東京国際フォーラム
3日(火)	日本おもちゃ図書館財団審査委員会	おもちゃ図書館財団
6日(金)	はげみ編集委員会	日肢協 会議室
7日(土)	関東甲信越ブロック山梨大会	アピオ甲府
11日(水)	えとうせいいちと明日の福祉を考える会	全国都市会館
18日(水)	第7回障害者の学びの推進に関する有識者会議	文部科学省会議室
20日(金)~21日(土)	ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド2018	パシフィコ横浜
21日(土)~22日(日)	東北ブロック地域指導者育成セミナー	秋田県 ぽぼろっこ

